

亀山市空家等対策の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年9月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第47号

亀山市空家等対策の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市空家等対策の推進に関する条例（平成28年亀山市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(亀山市空家等対策協議会)

第2条 条例第8条第1項に規定する亀山市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の委員は、市長のほか、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 法務、不動産又は建築に関する学識経験を有する者

(2) 市民団体の代表者

(3) その他市長が必要と認める者

2 協議会に会長及び副会長を置く。

3 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

4 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(指導)

第3条 条例第10条第1項の規定による指導は、管理不全状態の空家等に対する指導書（様式第1号）により行うものとする。

(勧告)

第4条 条例第10条第2項の規定による勧告は、管理不全状態の空家等に対する勧告書（様式第2号）により行うものとする。

(緊急安全措置)

第5条 条例第11条第1項に規定する必要最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 危険を知らせる看板及びバリケードの設置
- (2) 建物に対する防御シートによる補強
- (3) 立木竹に対するロープによる補強又は伐採
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置

2 市長は、緊急安全措置を講ずる場合は、その措置を自ら行い、又はその命じた者に行わせることができる。

3 前項の規定により緊急安全措置を講ずることを命じられた者は、その身分を示す空家等緊急安全措置従事者証（様式第3号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 条例第11条第2項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（様式第4号）により行うものとする。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

管理不全状態の空家等に対する指導書

あなたが所有又は管理している下記の空家等は、亀山市空家等対策の推進に関する条例（平成 28 年亀山市条例第 24 号）第 9 条の規定により管理不全状態の空家等に認定されたため、同条例第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう指導します。

記

1 . 対象となる管理不全状態の空家等

所在地

所有者の住所及び氏名

2 . 指導に係る措置の内容

3 . 指導に至った事由

4 . 指導の責任者及び連絡先

・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告すること。

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

管理不全状態の空家等に対する勧告書

あなたが所有又は管理している下記の空家等については、亀山市空家等対策の推進に関する条例（平成28年亀山市条例第24号）第10条第1項の規定により指導を行いました。なお管理不全状態が改善されていないと認められますので、同条例第10条第2項の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう勧告します。

記

1. 対象となる管理不全状態の空家等

所在地

所有者の住所及び氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者及び連絡先

5. 措置の期限

年 月 日

・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。

様式第3号（第5条関係）

（表面）

空家等緊急安全措置従事者証		第 号
所 属 職 名 氏 名 生年月日		
上記の者は、亀山市空家等対策の推進に関する条例第11条第1項の規定による緊急安全措置の業務に従事する者であることを証明する。		
年 月 日発行		
亀山市長		印

（裏面）

<p>亀山市空家等対策の推進に関する条例（平成28年亀山市条例第24号）（抜粋） （緊急安全措置）</p> <p>第11条 市長は、空家等が人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害（以下この項において「危害等」という。）を及ぼし、又はそのおそれがあり、かつ、公共の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、必要最小限度の措置を講ずることができる。</p> <p>2～4（略）</p> <p>亀山市空家等対策の推進に関する条例施行規則（平成28年亀山市規則第47号） （抜粋） （緊急安全措置）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 市長は、緊急安全措置を講ずる場合は、その措置を自ら行い、又はその命じた者に行わせることができる。</p> <p>3 前項の規定により緊急安全措置を講ずることを命じられた者は、その身分を示す空家等緊急安全措置従事者証（様式第3号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

緊急安全措置実施通知書

あなたが所有又は管理している下記の空家等については、亀山市空家等対策の推進に関する条例（平成28年亀山市条例第24号）第11条第1項の規定により、下記のとおり緊急安全措置を行ったので通知します。

記

- 1 . 緊急安全措置を行った空家等
所在地
所有者の住所及び氏名
- 2 . 緊急安全措置を行った日
年 月 日
- 3 . 緊急安全措置の内容
- 4 . 緊急安全措置を行った理由